

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 番外編 「法服」から垣間見える風景

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 田中 みどり (47期)

1 当会の創立は明治13(1880)年。令和12(2030)年には創立150周年を迎えます。幸いなことに戦火の被害を免れた当会にはいわゆる「オタカラ」があります。その一つである「法服」についてご紹介します。

2 明治期は司法制度の確立に向けて様々な制度が整えられてきましたが、明治22(1889)年2月11日に大日本帝国憲法が公布され、その翌年に制定された「裁判所構成法」を判事・検事・裁判所書記の「制服」及び弁護士「職服」の法的根拠として、「制服」については明治23(1890)年、弁護士の「職服」は3年遅れて明治26(1893)年に制定されました。法服(制服・職服)は、東京美術学校(現・東京藝術大学)黒川真頼教授が考案し、法曹の威厳を示すため聖徳太子図像をもとに、西欧の法服を参考にして和洋折衷の独特なものとなりました。

3 当時の法服は、通常の洋服の上に、上衣をまとい、帽子をかぶるタイプです。いずれも色は黒色・生地は材質は自由・上衣は唐草模様デザインですが、判事・検事には皇室の紋であり官吏を表す標章でもある桐花も刺繍されています(桐花紋の個数によって等級を示す)。

判事と検事の法服デザインが同一で弁護士だけが異なるのは、現在のような弁護士と検事が対等に対峙する当事者主義ではなく、職権主義であったからです。たとえば、当時の法廷では、壇上の判事の隣に検事と書記が横並びで着席し、弁護士の席は一段低い場所におかれていました。

ちなみに、判事の深紫は「尊厳」、検事の深緋は「偽りのない心」、弁護士の白は「潔白」を表すのだそうです。



矢吹元会長の法服用写真

4 判事・検事でさえも法服は官給ではなく、それぞれ自前でオーダーをする必要がありました。「貧しい判事の妻が自ら仕立てて、胸飾りを手刺繍して誂えた」とか、弁護士の法服が導入された頃である明治26(1893)年4月20日付読売新聞の記事によると、「法服一式の代価は上等なものは20円、下等は8円位で、

最も注文が多いのは12円の品であるが、中には帽子も含めて4円で済ました者もいる」とか。



当時の法服誂え広告  
(明治35年6月23日発行 法律新聞)

実際、当会にある法服を観察すると、胸のデザインの高さや刺繍に個体差があるのが興味深いです。

5 法服の制度は、昭和22(1947)年4月に裁判所構成法が廃止されて根拠を失いましたが、新しく制定された裁判所法に制服の定めがなかったため、任意で着用継続する者もいたようです。最終的には、昭和24(1949)年に最高裁が「裁判官の制服に関する規則」を定め、裁判官と書記官のみが現在のガウン式の法服を着用することになりました。

6 NHK朝ドラ「虎に翼」のメインビジュアルである主人公・寅子の法服姿を目にした方も多いと思います。きりっとしたポートレート写真ですが、この印象的な法服は、昔のデザインを参考にしつつ、ストーリーからインスパイアされた様々なアイテムを描いたオリジナルだそうです。

7 昭和8(1933)年の弁護士法改正により女性も弁護士になることができましたが、女性が判事・検事になることが認められたのは、それよりずっと遅く、昭和24(1949)年です。旧憲法時代の判事・検事は、民間人である弁護士よりも社会的地位が高かったためです。寅子たちは、このような女性差別に立ち向かっていきました。

もとより弁護士は、国家の三権の一翼である司法権に直接関わるものです。弁護士(会)の歴史を概観すると、寅子たちの足跡には、官尊民卑の打破の歴史という側面もあるような気がしてなりません。

### ※参考文献

・異形の装束～明治期の擬装束～

<http://www.kariginu.jp/kikata/igyou-syouzoku.htm>

・昭和女子大学光葉博物館所蔵「弁護士の法服」について  
安蔵裕子 学苑・近代文化研究所紀要 No.887 62～73頁(2014・9) 他